

島根労働局発表

令和2年10月22日（木）

担	島根労働局労働基準部監督課 課長 櫻村 竜太
当	監察監督官 元行 展久 電話 0852-31-1156

**県内の外国人技能実習生を雇用する事業場（実習実施者）に  
対する平成31年・令和元年の監督指導等の状況を公表します**  
～監督指導を行った実習実施者のうち、約6割で法違反を指摘～

島根労働局（局長 くらもち きよこ 倉持 清子）は、このたび、平成31年・令和元年に外国人技能実習生を雇用する事業場（実習実施者）に対して実施した監督指導等の結果を取りまとめましたので、公表します。

平成31年・令和元年における外国人技能実習生を雇用する事業場（実習実施者）に対する定期監督等の実施件数は87件であり、このうち、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令違反が認められ、是正を指導した事業場数は54件（法違反率62.1%）でした。

島根労働局では、実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

**<平成31年・令和元年の監督指導等の実施結果（ポイント）>**

1 平成31年・令和元年に定期監督等を行った件数（事業場数）は87件でした。そのうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められたものは54件（法違反率62.1%）でした。

主な違反事項は、以下のとおりです。

- ① 労働時間（労働基準法第32条）に関する事項（15件）
- ② 使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（労働安全衛生法第20条～第25条）に関する事項（13件）
- ③ 割増賃金の支払（労働基準法第37条）に関する事項（8件）
- ④ 賃金の支払（労働基準法第24条）に関する事項（7件）

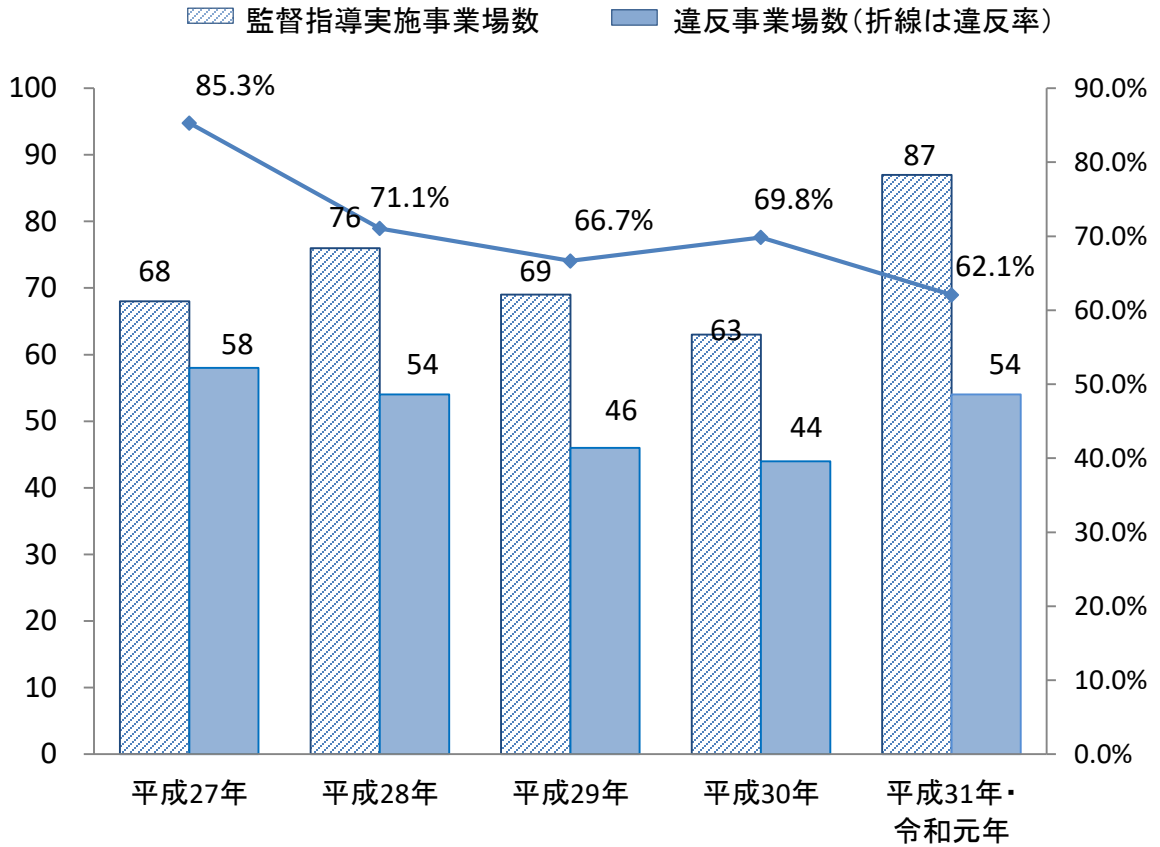
2 具体的な監督指導の事例として、次の例を紹介します。

時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）で締結した上限時間を超えて、外国人技能実習生に対し、違法な時間外・休日労働を行わせていた例

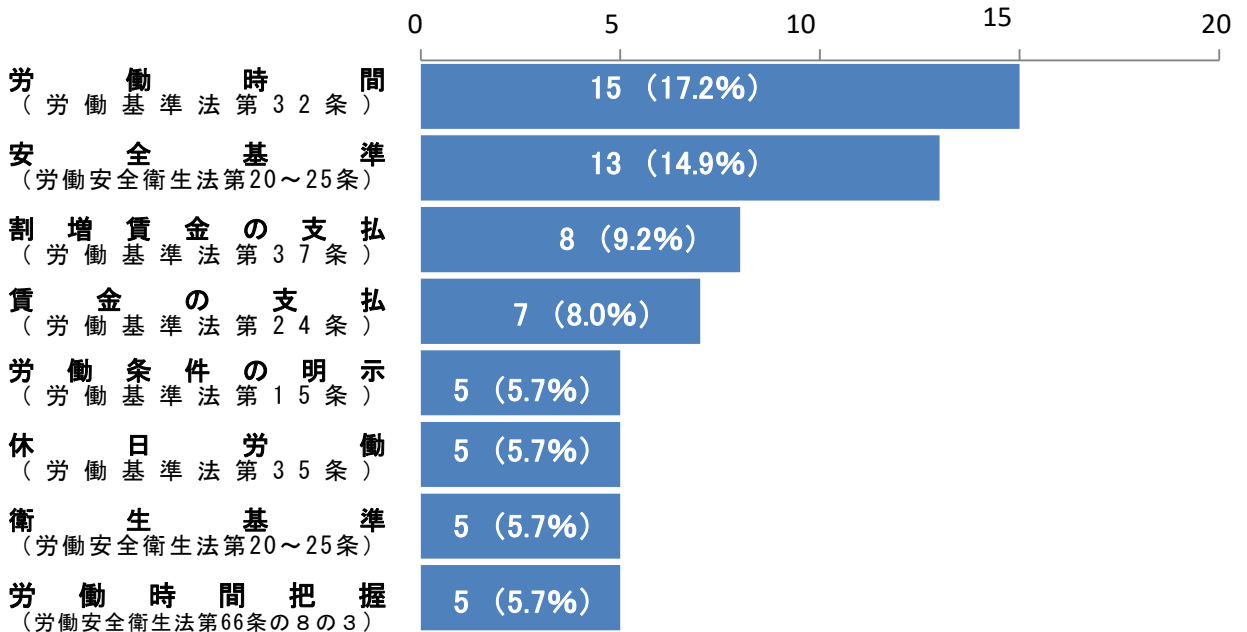
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（平成31年・令和元年）

## 技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（平成31年・令和元年）

## 1 監督指導状況



## 2 違反状況



■ 違反事業場数

<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

#### 製造業 (中小企業)

- 1 外国人技能実習生1名について、36協定で定める上限時間を超えて、違法な時間外・休日労働（年間423.5時間）を行わせていたことから、指導を実施した。
- 2 時間外労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っておらず、一部未払いであったことから、指導を実施した。
- 3 常時50名以上の労働者を使用しているにもかかわらず、安全管理者及び衛生管理者を選任していなかったことから、指導を実施した。

#### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の指導

- 1 記録していた労働時間の実態を調査したところ、外国人技能実習生1名について、36協定で定める上限時間（年間：320時間）を超えて、違法な時間外・休日労働（年間：423.5時間）を行わせていたことが判明した。

#### 労働基準監督署の指導

36協定で定める上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告【労働基準法第32条違反（労働時間）】

- 2 時間外労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っておらず、一部未払いがあったことが判明した。

#### 労働基準監督署の指導

時間外労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないことについて是正勧告【労働基準法第37条違反（割増賃金）】

- 3 常時50人以上の労働者を使用する事業場であるにもかかわらず、安全管理者及び衛生管理者を選任していないことが判明した。

#### 労働基準監督署の指導

安全管理者及び衛生管理者を選任していなかったことについて是正勧告【労働安全衛生法第11条違反（安全管理者未選任）】【労働安全衛生法12条違反（衛生管理者の未選任）】